

附属書二一B 品目別原産地規則

		一欄	
○二・〇一一〇一一・一〇	第一類の全ての動物が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。	二欄	品目別原産地規則
○一・〇一一〇一・〇六	第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品 第一類 動物（生きているものに限る。）		
第二類 肉及び食用のくず肉			

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

大西洋くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）

全ての大西洋くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）が締約国において完全に得られるものであること又は
大西洋くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）が、締約国において少なくとも三箇月間、養殖場のいけすで給餌され、及び肥育され、若しくは飼養されることを条件とする生産であること。肥育又は飼養の期間は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（I C C A T）のくろまぐろ電子漁獲証明書（e B C D）に記録されたいけすに放養した日及び収穫した日に基づいて確定する。

その他の產品

全ての魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物が締約国において完全に得られるものであること。

第四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・〇一一〇四・一〇

生産において使用される第四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

第二部 植物性生産品

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の

葉

○六・○一・一〇六・○四

生産において使用される第六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

○七・○一・一〇七・一四

生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・○一・一〇八・一四

生産において使用される第八類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであ

○五・○一・一〇五・一一

C T H

ること。

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九・〇一	CTS H又は配合	生産において使用される第〇九〇二・一〇号及び第〇九〇一・一〇号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
○九〇一・一〇一〇九〇二・一〇		
○九〇一・三〇一〇九〇三・〇〇	CTS H又は配合	
○九・〇四一〇九・一〇	CTS H又は配合、破碎若しくは粉碎	
第一〇類 谷物		
一〇・〇一一一〇・〇八		
生産において使用される第一〇類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。		

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一一・〇九

生産において使用される第一〇類、第一一類、第〇七・〇一項、第〇七・一三項、第〇七・一四項、第二三・〇三項及び第〇七一〇・一〇号の全ての材料並びに第〇七一一・九〇号の乾燥ばれいしょが締約国において完全に得られるものであること。

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・〇一

C T H

一二・〇二・一・一四

C T H (第一二・〇一項の材料からの変更を除く。)

第一三類 ラツク並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三〇一・一〇一・一三〇二・一九

C T H

一三〇一・一〇

C T S H

C T S H (ただし、非原産であるペクチン質は、使用することができる。)

一三〇一・三一

C T H

C T S H (ただし、ローカストビーンから得た非原産である粘質物及びシックナーは、
使用することができる。)

一三〇二一・三九

C T H

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一一一四・〇四

生産において使用される第一四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一一一五・〇六

C T H

一五・〇七

生産において使用される第一二一・〇一項及び第一五・〇七項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

一五・〇八

C T H

一五・〇九一一五・一〇

生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものであること。

一五・一一一五・一三

C T H

一五・一四						
菜種油及びその分別物						
からし油及びその分別物						
一五・一五						
米油及びその分別物						
その他の產品						
一五一六・一〇一一五一七・一〇						
一五一七・九〇						
混合植物性油（更に加工されたもの を除く。）		C C		C T H		生産において使用される第一一一・〇五項及び第一五・一四項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
その他の產品						
一五・一八一一五・二三一	C T H	C T H		C T H		

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

		第一七類 糖類及び砂糖菓子
一七・〇一	C T H	
一七・〇二		C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。
		生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の總重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の總重量が產品の重量の二十パーセントを超えないこと。

一七・〇三	C T H	
一七・〇四		C T H。ただし、生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が產品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。

第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一—一八・〇五	C T H	
一八・〇六		C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が產品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリーフロマージュ

一九・〇一		
		C C。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項、第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一

一九・〇五		一九・〇三	一九・〇二	
C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。	C C。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項、第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一〇・一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の總重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の總重量が產品の重量の三十パーセントを超えないこと。	C C。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第二類、第三類及び第六類の非原産材料の總重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が產品の重量の九十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の總重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。	C C。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の總重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。	一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の總重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の總重量が產品の重量の二十パーセントを超えないこと。
		一九・〇四		

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

生産において使用される第四類の非原産材料の重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。
生産において使用される第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。
生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が產品の重量の三十パーセントを超えないこと。

一一〇・〇一		
一一〇・〇二一—一〇・〇三	C C	
一一〇・〇四一—一〇・〇八		生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一一〇・〇九		C T H。ただし、生産において使用されるささげ属又はいんげんまめ属の豆、えんどう(ピスム・サティヴム)、パイナップル、オレンジ、ばれいしょ及びアスパラガスが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。 びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。

					二一・〇一
					C C。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。
					二一〇一・一〇一二一〇三・一〇
					二一〇三・一〇
					二一〇三・三〇
					二一〇三・九〇
					二一・〇四
					二一・〇五
二一・〇六	C T H [。] ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が產品の重量の二十パーセントを超えないこと。	C T H	C T S H [。] ただし、非原産であるマスタードの粉は、使用することができる。	C C（第〇七・〇二項及び第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。）	C T H

いて完全に得られるものであること。

生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。

生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が產品の重量の三十パーセントを超えないこと。

生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。

生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。

生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が產品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

二三・〇三一・二三一・〇八	二三・〇一	CTH
C TH (第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。)。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第一〇・〇六号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・	C TH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が產品の重量の四十パーセントを超えないこと。	C TH。ただし、次

			六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が產品の重量の四十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の總重量が產品の重量の四十パーセントを超えないこと。
一三・〇九		C T H	C T H（第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。）。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項、第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであることを条件とする。
一三・〇一		C T H	
一三・〇二—一三・〇三		C T H	C T H。ただし、生産において使用される第一〇類の非原産材料の重量が產品の重量の二十パーセントを超えないことを条件とする。
一三・〇四—一三・〇八		C T H	C T H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第二類及び第三類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の總重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。
一三・〇九		C T H	

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

生産において使用される第一〇類、第一一類、第二三・〇二項及び第二三・〇三項の非原産材料の総重量が產品の重量の十パーセントを超えないこと。
生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が產品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四・〇一	C C
二四〇一・一〇	C T H。ただし、生産において使用される第二四類の非原産材料の重量が產品の重量の三十パーセントを超えないことを条件とする。
二四〇一・一〇一・二四〇三・九九	C T H、 M a x N O M 三十五パーセント (E X W) 又は R V C 七十パーセント (F O B)

第五部 鉱物性生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附屬書三一A注釈五を参照すること。

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一

二五・〇二一二五・三〇

C T H

C T H、
M a x N O M 七十パーセント (E X W) 又は
R V C 三十五パーセント (F O B)

第二六類 鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一一二六・二二

C T H

第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七・〇一一二七・〇九

C T H、

化学反応若しくは混合及び調合が行われること、
C T H、
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は
R V C 五十五パーセント (F O B)

二七・一〇

C T H (第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼルからの変更を除く。) 又は
蒸留若しくは化学反応が行われること (ただし、生産において使用される第二七・一〇

項、第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼル（水素化植物油を含む。）がエステル化、エステル交換反応又は水素化処理によって得られるものであること

二七・一一	C T S H 又は 化学反応が行われること。
二七・一二一・二七・一五	C T H、 化学反応若しくは混合及び調合が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

二七・一二一・二七・一五	C T H、 化学反応若しくは混合及び調合が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)
--------------	--

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三一A注釈五を参考すること。

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八・〇一・二八・五三

C T S H、
化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、
M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は
R V C 五十五パーセント (F O B)

第二九類 有機化用品

			二九〇一・一〇一二九〇五・四二
			二九〇五・四三一二九〇五・四四
二九〇六・一一	二九〇五・四九一二九〇五・五九	C T S H、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が 行われること、 M a x N O M五十パーセント(E X W) 又は R V C五十五パーセント(F O B)	C T H(第一七・〇二項及び第三八二四・六〇号の材料からの変更を除く。) C T H(ただし、第二九〇五・四五号の非原産材料は、その総額が產品のE X Wの二十 パーセント又はF O Bの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することがで きる。)、 R M a x N O M五十パーセント(E X W) 又は R V C五十五パーセント(F O B)

二九一八・一四一二九一八・一五	二九一八・一六一二九二三・四一	二九二三・四二	二九二三・四三一二九二三・一〇	二九二三・二〇	二九二三・三〇一二九二四・二四
C T S H、 M a x N O M五十パーセント (F O B) R V C五十五パーセント (F O B) 又は	C T S H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B) M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)	C T S H	C T S H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)	C T S H	C T S H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)

	二九・四〇	二九・三九	二九二五・一一一二九三八・一〇	二九二四・二三五一二九二四・二九	
C T S H			C T S H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)	C T S H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)	化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が 行われること、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)

二九・四一一二九・四二

C T S H、
化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が
行われること、
R M a x N O M五十パーセント(E X W)又は
R V C五十五パーセント(F O B)

第三〇類 医療用品

三〇・〇一—三〇・〇六

C T S H、
化学反応、精製、混合及び調合、標準物質の生産、粒径の変更、異性体分離若しくは生
物工学的工程が行われること、
R M a x N O M五十パーセント(E X W)又は
R V C五十五パーセント(F O B)

第三一類 肥料

三一・〇一—三一・〇四

R M C T H、
V a x N O M五十パーセント(E X W)又は
C五十パーセント(F O B)

三一・〇五

硝酸ナトリウム

C T H、

		カルシウムシアナミド 硫酸カリウム 硫酸マグネシウムカリウム
	第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
三一・〇一—三二・〇五	C T S H、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)	C T H及びM a x N O M五十パーセント (E X W) 若しくはC T H及びR V C五十五パーセント (F O B) (ただし、第三一・〇五項の非原産材料は、その総額が產品のE X Wの二十パーセント又はF O Bの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。)、 M a x N O M四十パーセント (E X W) 又は R V C六十五パーセント (F O B)
三一〇六・一一—三二一〇六・一九	C T H (ただし、第三二・〇六項の非原産材料は、その総額が產品のE X Wの二十パーセント又はF O Bの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができ る。)、 M a x N O M四十パーセント (E X W) 又は	

			第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	RVC六十五パーセント(FOB)
三一〇六・一〇一三一一五・九〇			C T S H、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M五十パーセント(ExW)又は R V C五十五パーセント(FOB)	
三三〇一・一一一三三〇二・一〇		C T H、 M a x N O M五十パーセント(ExW)又は R V C五十五パーセント(FOB)		
三三〇一・九〇一三三〇三・〇〇	C T S H、 化学反応、精製、混合及び調合、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 R M a x N O M五十パーセント(ExW)又は R V C五十五パーセント(FOB)			
三三・〇四	C T S H、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 R M a x N O M五十パーセント(ExW)又は R V C五十五パーセント(FOB)			

三三・〇五一三三・〇七

C T S H、
化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

第三四類 せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

他これに類する物品、モデリングベースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科

用の調製品

三四・〇一—三四・〇七

C T S H、
化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

三五・〇一

C T H

三五〇一・一一一三五〇二・一九	C T H (第〇四・〇七項及び第〇四・〇八項の材料からの変更を除く。)
三五〇一・一一一三五〇四・〇〇	C T H
三五・〇五	C C (第一一・〇八項の材料からの変更を除く。)
三五・〇六一三五・〇七	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	
三六・〇一一三六・〇六	C T S H、 化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
第三七類 写真用又は映画用の材料	
三七・〇一一三七・〇七	C T S H、 化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、

第三八類 各種の化学工業生産品

M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は
R V C 五十五パーセント (F O B)

三八・〇一—三八・〇八	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)	C T H (第一一・〇八項及び第三五・〇五項の材料からの変更を除く。)
三八〇九・九一—三八二三一・〇〇	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)	C T H (第一一・〇八項及び第三五・〇五項の材料からの変更を除く。)
三八二四・一〇—三八二四・五〇	C T S H、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は	C T S H

				RVC五十五パーセント(FOB)
	三八二四・六〇	三八二四・七一一三八二四・九一	三八二四・九九	三八二四・九九
				C T S H、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
				C T S H、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
三八・二五	その他の产品	バイオディーゼル	バイオディーゼル	CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
				CTSH、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)

三八・二六

生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によつてバイオディーゼルが得られること。

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附屬書三一A注釈五を参照すること。

第三九類 プラスチック及びその製品

三九・〇七一三九・〇八	三九・〇四一三九・〇六	三九・〇一一三九・〇三
R M C T H、 V a x N O M五十パーセント (E X W) 又は C V C五十五パーセント (F O B)	C T S H、 R M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は V C五十五パーセント (F O B)	C T S H、 R M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は V C五十五パーセント (F O B)

化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、

三九・〇九一三九・一〇	三九・一一	三九・一二	三九・一二一三九・一五	三九・一六一三九・二六	四〇・〇一一四〇・一一
C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)	C T S H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)	R M C V a T H、 C五十N O M五十P a r e s e n t (E X W) 又は R M C V a x N O M五十P a r e s e n t (F O B)

四〇一二・一一四〇一二・一九

C T S H、
中古のタイヤの更生、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

四〇一二・一二〇一四〇一七・〇〇

C T H、
R M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
V C五十五パーセント (F O B)

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一〇五・一〇	C T H	C T H	C C	四一・〇一・一四一・〇三
四一〇四・一一四一〇四・一九	C T S H (第四一〇四・四一号から第四一〇四・四九号までの各号の材料からの変更を除く。)	C T H		四一〇四・一四一〇四・四九
四一〇四・四一・一四一〇四・四九				

四一・一四一四一・一五	四一・一〇七一四一・一三	四一〇六・九二	四一〇六・九一	乾燥状態の產品	湿潤状態の產品	四一〇六・四〇	四一〇六・三一	四一〇六・三一	四一〇六・二二
C T H	C T S H	C T H	C T H	C T H 又は 湿潤状態の非原産材料からの生産	C T H	C T S H	C T H	C T S H	C T H

四一〇六・二二号、第四一〇六・三三号及び第四一〇六・九二号の非原産材料は、なめし、又はクラストにした乾燥状態の皮について再なめしが行われることを条件として、使用することができる。

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の
製品

四二・〇一—四二・〇六	CC、 C T H 及び M a x N O M 四十五パーセント (E X W) 又は C T H 及び R V C 六十パーセント (F O B)
-------------	---

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一	CC
四三・〇一—四三・〇四	C T H

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスペルトその他の組物材料の製品並

びに籠細工物及び枝条細工物

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一一四四・三二

C T H、
R M a x N O M五十パーセント (EXW) 又は
V C五十五パーセント (FOB)

第四五類 コルク及びその製品

四五・〇一一四五・〇四

C T H、
R M a x N O M五十パーセント (EXW) 又は
V C五十五パーセント (FOB)

第四六類 わら、エスペルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

四六〇一・一二一四六〇一・二二

C T H、
M a x N O M五十パーセント (EXW) 又は
R V C五十五パーセント (FOB)

四六〇一・二九

C C (第一四類の材料からの変更を除く。)

四六〇一・九二一四六〇一・九三

C T H、
M a x N O M五十パーセント (EXW) 又は
R V C五十五パーセント (FOB)

四六〇一・九四

C C (第一四類の材料からの変更を除く。)

四六〇一・九九一四六〇二・一二	C T H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
四六〇一・一九〇	C C (第一四類の材料からの変更を除く。)

第一〇部 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第四七類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一一四七・〇七	C T H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一一四八・二三

C T H、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一—四九・一一

C T H、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

第一一部 紡織用纖維及びその製品

部注 紡織用纖維から製造した特定の產品について使用される用語の定義及び適用される許容限度については、附屬書三—A注釈六から注釈八までを参照すること。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一

C T H

C T H (第五〇・〇一項の材料からの変更を除く。)

			五〇・〇三 カードし又はコームした產品	
五〇・〇六 その他の產品	C T H	絹のくずのカード又はコームが行われること。	五〇・〇四一五〇・〇五	
五〇・〇七 天然てぐす 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	C T H	天然纖維の紡績、人造纖維の長纖維の押出しと紡績との組合せ、人造纖維の長纖維の押出しとねん糸との組合せ又はねん糸と機械による作業との組合せ	天然纖維の紡績、人造纖維の長纖維の押出しと紡績との組合せ、人造纖維の長纖維の押出しとねん糸との組合せ又はねん糸と機械による作業との組合せ	天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、製織と染色との組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又は

なせん（独立の作業）

第五一類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一—五一・〇五	C T H	天然纖維の紡績、人造纖維の押出しと紡績との組合せ又はねん糸と機械による作業との組合せ
五一・一—五一・一三		天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、製織と染色との組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）
五一・〇一—五一・〇三	C T H	天然纖維の紡績、人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は

第五二類 綿及び綿織物

五一・〇一—五一・〇七		
-------------	--	--

			ねん糸と機械による作業との組合せ
五二・〇八一・五二・一二			
			天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）
五三・〇一一・五三・〇五	五三・〇六一・五三・〇八	C T H	天然纖維の紡績、 人造纖維の押し出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五三・〇九一・五三・一一			天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）

第五三類 その他の植物性紡織用纖維及びその織物並びに紙糸及びその織物

第五四類 人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物及びストリップその他これに類する人造纖維製品

		第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物
五四・〇一—五四・〇六	五四・〇七—五四・〇八	天然纖維の紡績、 人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五五・〇一—五五・〇七	五五・〇八—五五・一一	天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）
人造纖維の押出し	人造纖維の紡績、 人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ	

			五五・一一一五五・一六
			天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、糸の染色と製織との組合せ、製織となせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）
		五六・〇一 製品	五六・〇一
二ードルームフェルト	五六・〇二	天然纖維の紡績、人造纖維の押出しと紡績との組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）	人造纖維の押出しと布の形成との組合せ又は不織布の形成（天然纖維から製造したフェルトの場合に限る。）。ただし、人造纖維の押出しと布の形成との組合せについては、次のいずれかの種類の单

五六・〇五	五六〇三・一一一五六〇三・一四	五六〇三・九一一五六〇三・九四	その他の產品	<p>一の長纖維又は短纖維が九デシテックス未満であり、かつ、当該長纖維又は短纖維の総額が產品のE X Wの四十パーセント又はF O Bの三十五パーセントを超えないことを条件として、当該長纖維又は短纖維を使用することができる。</p> <p>第五四・〇二項の非原産であるポリプロピレンの長纖維</p> <p>第五五・〇三項又は第五五・〇六項の非原産であるポリプロピレンの短纖維</p> <p>第五五・〇一項の非原産であるポリプロピレンの長纖維のトウ</p>
五六・〇五	五六〇四・一〇 五六〇四・九〇	五六〇三・九一一五六〇三・九四	<p>人造纖維の押出しと布の形成との組合せ又は不織布の形成（天然纖維から製造したその他のフェルトの場合に限る。）</p> <p>次のいずれかのものからの生産であつて、いずれの場合にも接着によつて不織布となるもの</p> <p>一方向又は無作為にそろえた長纖維</p> <p>天然又は人造の物質又は重合体</p> <p>次のいずれかのものからの生産であつて、いずれの場合にも接着によつて不織布となるもの</p> <p>一方向又は無作為にそろえた短纖維</p> <p>天然又は人造の細片にした糸</p> <p>ゴム糸又はゴムひも（紡織用纖維で被覆していないものに限る。）からの生産</p> <p>天然纖維の紡績、人造纖維の押出しと紡績との組合せ又はねん糸と機械による作業との組合せ</p> <p>天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績、</p>	

五七・〇一—五七・〇五	天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織若しくはタフティングとの組合せ、人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織若しくはタフティングとの組合せ、コイヤの糸、サイザルの糸、ジユートの糸若しくは伝統的なリング紡績によるビスコースレーヨンの糸からの生産、タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、	人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
	タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ又は フロツク加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は 人造纖維の押出しとニードルパンチを含む不織布に係る技術との組合せ	人造纖維の押出しと紡績との組合せ又は ねん糸と機械による作業との組合せ
五六・〇六		

第五七類 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物

類注 この類の產品について、ジユート織物は、裏張りとして使用することができる。

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・一一	五八・〇一―五八・〇四	
五八・一〇	五八・〇六―五八・〇九	<p>天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織若しくはタフティングとの組合せ、人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織若しくはタフティングとの組合せ、 製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p> <p>C T H</p> <p>天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織若しくはタフティングとの組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織若しくはタフティングとの組合せ、 製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）</p>

人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織若しくはタフティングとの組合せ、
製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、
タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、
フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、
糸の染色と製織との組合せ、
製織となせんとの組合せ又は
なせん(独立の作業)

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品

五九・〇四	製織と染色、塗布、積層又はメタライジングとの組合せ	人造纖維の押出しと製織若しくはタフティングとの組合せ、 製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、 糸の染色と製織との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん(独立の作業)
五九・〇三	製織と染み込ませ、塗布、被覆、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん(独立の作業)	人造纖維の押出しと製織との組合せ
五九・〇二	紡織用纖維の含有量が全重量の九十 パーセント以下の產品	製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ又は フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ
五九・〇一	その他の產品	製織

五九・〇五	ゴム、プラスチックその他の材料を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した产品	天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）
五九・〇六	メリヤス編物又はクロセ編物	天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造纖維の長纖維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 メリヤス編み若しくはクロセ編みとゴム加工との組合せ又は ゴム加工と少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、 防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非 原産材料の価額が產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
合成纖維の長纖維の糸から製造した その他の織物であつて、紡織用纖維 の含有量が全重量の九十パーセント	人造纖維の押出しと製織との組合せ	

			を超えるもの
その他の产品			
五九・〇七			製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程と染色、塗布若しくはゴム加工との組合せ、糸の染色と製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程との組合せ又はゴム加工と少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
五九・〇八			製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、なせん、塗布、染み込ませ若しくは被覆との組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）
五九・〇九一五九・一一 その他の产品	C T H	白熱ガスマントル（染み込ませてあるものに限る。） 白熱ガスマントル（染み込ませてあるものに限る。） 白熱ガスマントル用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産	天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織との組合せ、人造纖維の押出しと製織との組合せ、製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ又は塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ

合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・一―六〇・〇六

天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、人造纖維の長纖維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、メリヤス編み若しくはクロセ編みと染色、フロック加工、塗布、積層若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、糸の染色とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又はねん糸若しくはテクスチャード加工とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ（ただし、非原産であるよつていない糸又はテクスチャード加工していない糸であつて、生産において使用されるものの価額が產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

六一・〇一―六一・一七

裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の

メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ

二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合
わせて得られる产品

その他の产品

天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合
せ、人造纖維の長纖維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又は
人の工程においてメリヤス編みを行い、製品にすること。

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

六二・〇一	ししゅうした产品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇二		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は ししゅうしていらない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていらない織物で あって、生産において使用されるものの価額が產品のEXWの四十パーセント又はFOB の三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
六二・〇三	その他の产品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

六二・〇四	ししゅうした产品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が產品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）		
六二・〇五	その他の产品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。		
六二・〇六	ししゅうした产品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。		
六二・〇七	その他の产品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が產品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）		
六二・〇八	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。			

			六二・〇九
ししゅうした产品	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が產品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）</p>		六二・一〇
その他の产品 アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。</p>		六二・一一

				その他の產品
六二・一二				裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られるメリヤス編物又はクロセ編物
六二・一三】一六二・一四	その他の產品 ししゅうした產品		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。	メリヤス編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・一五	その他の產品 製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていらない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていらない織物であつて、生産において使用されるものの価額が产品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

		<p>なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。</p>
六二・一六		<p>アルミニウム蒸着ポリエスチルのはくで被覆した織物による耐火性の装具</p>
六二・一七	<p>その他の产品 ししゅうした产品</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない織物又は積層していない織物であつて、生産において使用されるものの価額が產品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）</p>
六二・一七	<p>アルミニウム蒸着ポリエスチルのはくで被覆した織物による耐火性の装具</p>	<p>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物での三十五パーセントを超えないことを条件とする。）又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。</p>

		取り外した襟及び袖口用の芯地	C T H。ただし、生産において使用される全ての非原産材料の価額が產品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。
	その他の產品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ	
第六三類 紡織用纖維のその他製品、セット、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ			
六三・〇一—六三・〇四			
フェルトの產品及び不織布の產品			
その他の產品 ししゅうした產品		不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ	
六三・〇五	製織、メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ ししゅうしていない織物（メリヤス編物及びクロセ編物を除く。）からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であつて、生産において使用されるものの価額が產品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）		
六三・〇六	その他の產品 人造纖維の押出し又は天然纖維若しくは人造纖維の短纖維の紡績と製織又はメリヤス編みを行い、製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ		

不織布の產品	不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
その他の產品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇七	M a x N O M四十パーセント（E X W）又は R V C六十五パーセント（F O B）
六三・〇八	セツトに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セツトに含まれない場合において 当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、 非原産である製品は、その総額が当該セツトのE X W又はF O Bの十五パーセントを超 えないことを条件として、組み込むことができる。

六三・〇九—六三・一〇

C T H

第二二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、
造花並びに人髪製品

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一—六四・〇六

C C、
C T H（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四〇
六・九〇号のうちの組立てであつて中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及び
M a x N O M五十パーセント（E X W）又は

C T H (第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四〇六・九〇号のうちの組立てであつて中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。) 及び
R V C 五十五パーセント (F O B)

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一—六五・〇七

C T H

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一—六六・〇三

C T H

M a x N O M 五十五パーセント (E X W) 又は
R V C 五十五パーセント (F O B)

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一—六七・〇四

C T H

第一三部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一—六八・一五

C T H,
M a x N O M 七十パーセント (EXW) 又は
R V C 三十五パーセント (FOB)

第六九類 陶磁製品

六九・〇一—六九・一四

C T H

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇一—七〇・〇五

C T H,
M a x N O M 五十パーセント (EXW) 又は
R V C 五十五パーセント (FOB)

七〇・〇六

				塗布した平面基板ガラス
七〇・一三	七〇・一	ガラス、ガラス器具及びガラス製の容器	その他の產品	CTH又は 第七〇・〇六項の塗布していない平面基板ガラスからの生産
	七〇・一〇			CTH (第七〇・〇二項から第七〇・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。)
				CTH、 MAXNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(FOB)

七〇・一四一七〇・一七	C T H、 R M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
七〇一八・一〇	C T H
七〇一八・二〇	C T H
七〇一八・九〇	C T H
七〇・一九一七〇・一〇	C T H、 R M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

				七一・〇一—七一・〇四	C T S H
七一・〇六	加工してない產品	C T H			
七一・〇五					
七一・〇六					
七一・〇八	その他の產品	C T H	貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）	貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産	C T H (第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製 く。）、第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属からの変更を除く。）、第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属からの変更を除く。)
七一・〇八	加工してない產品	C T H (第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製 く。）、第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属からの変更を除く。)			

七一・一一	一次製品又は粉状の產品	加工してない貴金属からの生産	C T H C T H (第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属の電解分離、熱分離若しくは化学分離又は第七一・〇六項、第七一・〇八項及び第七一・一〇項の貴金属間における若しくは当該貴金属と卑金属との間ににおける融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製)	貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産	加工してない貴金属からの生産
七一・一〇	その他の產品	加工してない產品	C T H	貴金属を貼った金属（一次製品のもとに限る。）	七一・〇九

貴金属を貼った金属（一次製品のものに限る。）

貴金属を貼った金属（加工してないものに限る。）からの生産

その他の產品

七一・一二

C T H

七一・一三・一七一・一七

C T H (第七一・一三項から第七一・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)、
M a x N O M 五十五パーセント (E X W) 又は
R V C 五十五パーセント (F O B)

七一・一八

C T H

第一五部 卑金属及びその製品

第七二類 鉄鋼

七二・〇一・一七二・〇六

C T H

七二・〇七

C T H

七二・〇八一・七二・一七

C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
C T H (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)

七二一八・一〇

C T H

				七二一八・九一一七二二八・九九	C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
				七二・一九一七二・一二三	C T H (第七二・一九項から第七二・一二三項までの各項の材料からの変更を除く。)
				七二二四・一〇	C T H
				七二二四・九〇	C T H (第七二・〇六項の材料からの変更を除く。)
				七二・二五一七二・二九	C T H (第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)
				七三〇一・一〇	C C (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
				七三〇一・二〇	C T H
				七三・〇一	C C (第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
				七三・〇三	C T H
				七三・〇四一七三・〇六	C C (第七二・一三項から第七二・一七項まで、第七二・一一項から第七二・一二三項まで及び第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)
				七三・〇七	

第七三類 鉄鋼製品

ステンレス鋼製の管用継手

原産である鍛造したブランクは、その価額が產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。

その他の產品

七三・〇八

CTH (第七三〇一・二〇号の材料からの変更を除く。)、
RMaXNOM五十パーセント (EXW) 又は
RVG五十五パーセント (FOB)

七三〇九・〇〇一七三二五・一九

CTH

七三一五・一〇

CTH、
RMaXNOM五十パーセント (EXW) 又は
RVG五十五パーセント (FOB)

七三一五・八一一七三二九・九〇

CTH

七三二〇・一〇

CTH、
RMaXNOM五十パーセント (EXW) 又は
RVG五十五パーセント (FOB)

七三二〇・二〇一七三三二六・九〇

CTH

第七四類 銅及びその製品

七四・〇一一七四・〇二一	C T H
七四・〇三	C T H
七四・〇四一七四・一九	C T H

第七五類 ニッケル及びその製品

七五・〇一一七五・〇四	C T S H
七五・〇五一七五・〇八	C T H

第七六類 アルミニウム及びその製品

七六・〇一	C T S H
七六・〇二一七六・〇六	C T H 及び M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は C T H 及び R V C 五十五パーセント (F O B)
七六・〇七	C T H (第七六・〇六項の材料からの変更を除く。)
七六〇八・一〇一七六一六・九一	C T H 及び M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は

七六一六・九九	C T H 及び R V C 五十五パーセント (F O B)
---------	---------------------------------

第七八類 鉛及びその製品

七九・〇一一七九・〇七	C T H	七八〇一・一〇	C T S H
第七九類 亜鉛及びその製品		七八〇一・九一一七八〇一・九九	C T H (第七八・〇二一項の材料からの変更を除く。)
		七八・〇二一七八・〇四	C T H
		七八・〇六	M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

第八〇類 すず及びその製品

八〇・〇一一八〇・〇七	C T H
-------------	-------

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一・〇一一八一・一三	C T S H又は C T S H又は 全ての項の非原産材料からの精製、製鍊若しくは熱による金属形成による生産
-------------	---

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇一八二〇五・七〇	C T H、 M a x N O M五十パーセント(E X W) 又は R V C五十五パーセント(F O B)
-----------------	--

八二〇五・九〇	C T H。ただし、第八二・〇五項の非原産である工具は、その総額がセットのE X W又はF O Bの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。
---------	--

八二・〇六	C T H(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。)。 ただし、これらの項の非原産である工具は、その総額がセットのE X W又はF O Bの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。
-------	---

八二・〇七一八二・一五

M C T H、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

第八三類 各種の卑金属製品

八三・〇一一八三・一一

C T H、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第八四類 原子炉、ボイラ及び機械類並びにこれらの部分品

八四・〇一一八四・〇六

C T H、
M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は
R V C五十五パーセント (F O B)

八四・〇七八一八四・〇八 (注)

M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は

注 第八四・〇七項及び第八四・〇八項の產品については、付録三一
B-1も参照すること。

RVC五十五パーセント (FOB)

八四・五六一八四・六五	八四・四八一八四・五五	八四・四四一八四・四七	八四・三一一八四・四三	八四・二五一八四・三〇	八四・〇九一八四・二四
R M C T H V a x N O M C 五十 五十五 パーセ ント (F O B) (第八四・六六項の材料からの変更を除く。)、 又は R M a x N O M V C 五十 五十五 パーセ ント (F O B) (EXW) 又は	C T H、 R M a x N O M V C 五十 五十五 パーセ ント (F O B) (EXW) 又は	C T H (第八四・四八項の材料からの変更を除く。)、 R M a x N O M V C 五十 五十五 パーセ ント (F O B) (EXW) 又は	C T H (第八四・三一項の材料からの変更を除く。)、 R M a x N O M V C 五十五 パーセ ント (F O B) (EXW) 又は	R M C T H、 R M a x N O M V C 五十五 パーセ ント (F O B) (EXW) 又は	R M C T H、 R M a x N O M V C 五十五 パーセ ント (F O B) (EXW) 又は

八四・六六一八四・六八	八四・七〇一八四・七二	八四・七三一八四・八七
R M C T H、 V a x N O M五十パーセント(F O B) C T H (第八五・〇三項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M五十パーセント(E X W)又は R V C五十五パーセント(F O B)	C T H (第八四・七三項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M五十パーセント(E X W)又は R V C五十五パーセント(F O B)	C T H、 M a x N O M五十パーセント(E X W)又は R V C五十五パーセント(F O B)

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五四〇・一一一八五四〇・一二	八五・三八一八五・三九	八五・三五十八五・三七	八五・二九一八五・三四	八五・二五十八五・二八	八五・一九一八五・二三
R M C T S H、 V C五十 M O M五 X N O M五 a x N O M五 C 五十五 F O B)又は	C T H、 M a x N O M五 V C五十五 F O B)又は	C T H (第八五・三八項の材料から M a x N O M五 V C五十五 F O B)又は	C T H、 M a x N O M五 V C五十五 F O B)又は	C T H (第八五・二九項の材料から M a x N O M五 V C五十五 F O B)又は	C T H (第八五・二二項の材料から M a x N O M五 V C五十五 F O B)又は

八五四〇・一〇一八五四〇・九九	R M C T H、 R V a x N O M五十パーセント(F O B) 又は R V C五十五パーセント(F O B)	C T S H、 生産において使用される非原産材料について、拡散が行われること、	八五四一・一〇一八五四一・六〇	
八五四一・九〇	C T H、 R M a x N O M五十パーセント(EX W) 又は R V C五十五パーセント(F O B)	八五四二・三一一八五四二・三九		
八五四二・九〇一八五四三・九〇	C T S H、 生産において使用される非原産材料について、拡散が行われること、			
八五四四・一一一八五四四・六〇	R M C T H、 R V a x N O M五十パーセント(EX W) 又は R V C五十五パーセント(F O B)	から(C T H(第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項及び第七六・一四項の材料の変更を除く。)、又はR M a x N O M五十パーセント(EX W))		

八五四四・七〇	C T H (第七〇・〇二項及び第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
八五・四五一八五・四八	C T H、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一一八六・〇九	C T H (第八六・〇七項の材料からの変更を除く。)、 M a x N O M五十パーセント (E X W) 又は R V C五十五パーセント (F O B)
-------------	--

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一一八七・〇七（注）
M a x N O M四十五パーセント (E X W) 又は

注 第八七・〇一項から第八七・〇

RVC六十パーセント (FOB)

七項までの各項の產品について
は、付錄三一B-1も参考するこ
と。

八七・〇八 (注)

注 第八七・〇八項の產品について
は、付錄三一B-1も参考するこ
と。

CTH、
MAXNOM五十パーセント (EXW) 又は
RVC五十五パーセント (FOB)

八七・〇九一八七・一一

CTH、
MAXNOM五十パーセント (EXW) 又は
RVC五十五パーセント (FOB)

八七・一二

MAXNOM四十五パーセント (EXW) 又は
RVC六十パーセント (FOB)

八七・一三一八七・一六

CTH、
MAXNOM五十パーセント (EXW) 又は
RVC五十五パーセント (FOB)

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一一八八・〇五

CTH、
MAXNOM五十パーセント (EXW) 又は

RVC五十五パーセント (FOB)

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九・〇一—八九・〇八

C T H (第八九・〇六項の船体からの変更を除く。)、
M a x N O M 四十パーセント (EXW) 又は
R V C 六十五パーセント (FOB)

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇一九〇〇一・四〇	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (EXW) 又は R V C 五十五パーセント (FOB)
九〇〇一・五〇	C T H、 生産において次のいずれかの工程が行われること、

屈折補正用度数を有する完成品である眼科用のレンズ（眼鏡に取り付けるためのもの）とするための半製品であるレンズの研磨加工、視野を改善し、及び着用者の保護を確保するための適切な処理を通じたレンズのコート

R M a x N O M五十パーセント (EXW) 又は
R V C五十五パーセント (FOB)

九〇〇一・九〇一九〇三三・〇〇

C T H（第九六・二〇項の材料からの変更を除く。）、
M a x N O M五十パーセント (EXW) 又は
R V C五十五パーセント (FOB)

第九一類 時計及びその部分品

九一・一四	九一一三・九〇	九一〇一・一一九一一三・一〇	R M C V a T C x H、 五十五パーセント (FOB) 又は	C T H R M C V a T C x H、 五十五パーセント (FOB) 又は
-------	---------	----------------	--	---

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一一九二・〇九

M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は
R V C 五十五パーセント (F O B)

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一一九三・〇七

M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は
R V C 五十五パーセント (F O B)

第二〇部 雜品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション
サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九五・〇七一九五・〇八	その他の产品 ゴルフクラブ及びその部分品	九五・〇六	九五・〇三一九五・〇五	九四〇一・九〇 九四・〇二一九四・〇六
C T H、 M a x N O M五十パーセント(F O B) R V C五十五パーセント(F O B)	C T H。ただし、ゴルフクラブヘッドの製造用の非原産である粗く成形したブロック は、使用することができる。	M a x N O M五十パーセント(E X W) 又は R V C五十五パーセント(F O B)	C T H、 M a x N O M五十パーセント(E X W) 又は R V C五十五パーセント(F O B)	C C

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第九六類 雜品

M a x N O M五十パーセント(ExW) 又は
R V C五十五パーセント(F O B)

		九六・〇一	C
		九六・〇二一九六・〇四	C T H、 M a x N O M五十パーセント(ExW) 又は R V C五十五パーセント(F O B)
		九六・〇五	セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、非原産である製品は、その総額が当該セットのExW又はF O Bの十五パーセントを超えないことを条件として、組み込むことができる。
九六・〇六一九六・二〇	R M C T H、 V C五十五パーセント(F O B)	R M C T H、 N O M五十パーセント(ExW) 又は R M C五十五パーセント(F O B)	

第二一部 美術品、収集品及びこつとう

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九七・○一
一九七・○六

C
T
H